

議第20号

高山市風致地区条例の一部を改正する条例について

高山市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

高山市風致地区条例の一部を改正する条例

高山市風致地区条例（平成24年高山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項の中核市、<u>同法第252条の26の3第1項に規定する特例市</u>又は規則で定める法人(以下この項において「国等の機関等」という。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は規則で定める法人(以下この項において「国等の機関等」という。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。